

令和8年度「地域づくり表彰」の概要

「地域づくり表彰」事務局

■「地域づくり表彰」とは

創意工夫を活かした優れた自主的活動等を基本とする地域づくりを通して地域の活性化に顕著な功績のあった優良事例を表彰し広報する表彰事業です。

その目的は、表彰を通じ、「第三次国土形成計画」が掲げる「新時代に地域力をつなぐ国土」の実現に向け、持続可能な地域と国土の実現を図るもので、旧国土庁（地方振興局）時代の昭和59(1984)年より実施し今回が第43回目で、地域づくりに関する表彰制度としては最も古いものの1つです。

多種多様な「地域づくり」の挑戦を細やかに幅広く対象とするとともに、二地域居住等の促進や地域生活圏の形成等の近年注目されている新しい取組も積極的に評価してまいります。

■「地域づくり表彰」の実施主体

共 催：国土交通省、全国地域づくり推進協議会、
全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム、一般財団法人国土計画協会
後 援：株式会社日本政策投資銀行
事務局：国土交通省 国土政策局 地方政策課

■「地域づくり表彰」の対象

表彰はその目的にかなう**活動に対するもの**であり、その活動主体は、住民団体はもちろん、地方公共団体（複数の市・県等の連繋や自薦も可）及び実行委員会、協議会などの**任意法人**も含まれます。その構成についても、個人、法人、グループの種別等を問いません。活動単位ですので、受賞済の団体等であっても、活動内容が別であれば、再応募も可能です。

■「地域づくり表彰」は下記の6つの区分があります

○国土交通大臣賞

地域づくりの観点で、極めて高く評価できるもの。なお、受賞の対象の少なくとも1つは、二地域居住等の促進または地域生活圏の形成に係るものであること

○全国地域づくり推進協議会会長賞

地域主体の地域づくりの観点で、高く評価できるもの

○全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム賞

二地域居住等の促進の観点で、高く評価できるもの

○国土計画協会会長賞

国土の形成や関係人口の創出等、国土政策の観点から、高く評価できるもの

○日本政策投資銀行賞

地域経済の発展等の地域づくりの観点から、高く評価できるもの

○地域づくり表彰審査会特別賞

地域づくり奨励の観点から、地域づくり表彰審査会において表彰することが適切と認められるもの

■「地域づくり表彰」の審査体制・日程等

「推薦書」を各地方公共団体等が作成し、都道府県のとりまとめを経て、事務局に送付。事務局等の書類審査を経て、優良な候補(8程度)について、6～8月にヒアリング、9月に有識者からなる審査会(説明者はリモートで参加)で審査し、10～11月頃に結果を公表します。国土交通大臣賞については、国土交通省本省において表彰式を開催予定です。